

国営造成施設管理体制整備促進事業	事業主体	県	所管課班 農村整備課 水利施設保全班
		市町村	

趣 旨

国営造成施設のうち特に大規模で操作が複雑かつ高度である施設について、予定管理者である土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備の促進を図り、また、地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化、地域防災に対応するため、都道府県と市町村が連携し国営造成施設及び国営附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備を図り、国営造成施設の管理の適正化に資するもの。

事業の内容

1 操作体制整備型

(1) 操作体制整備型は、国営土地改良事業の完了に伴い新たに市町村又は土地改良区等が管理を予定している国営造成施設について、その操作、運転、点検、整備等の業務（以下「操作業務」という。）を市町村又は土地改良区等に委託し、国の指導のもとに土地改良区等に操作業務に関する技術を習得させるとともに、操作体制の整備を促進する。

(2) 事業実施期間は、原則として国営土地改良事業完了の2年前から2年間とする。

2 管理体制整備型

(1) 管理体制整備型は、都道府県と市町村が連携を図り、国営造成施設又はこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設（以下「国営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象として行う次に掲げる全ての事業の実施を通じて、多面的機能の発揮及び環境への配慮、安全管理の強化、地域防災、水管理の担い手の育成・確保等に対応した管理体制の整備を図るものとする。

- ① 管理体制整備計画の更新及び管理体制整備の推進活動（以下「計画推進事業」という。）
- ② 管理体制の整備・強化に対する支援（以下「支援事業」という。）

(2) 計画推進事業のうち管理体制整備計画の更新（新たな施設については当該計画の策定又は変更）（以下「計画更新活動」という。）においては、地域における適正な管理水準、適切な管理体制、適正な費用分担等の目標及びその実現のために必要な取組、並びにこれらを定着させるための方策等非農家を含めた地域住民等による管理参画の組織化、施設管理協定の締結、土地改良区間等におけるネットワーク化を明らかにするとともに、管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

(3) 管理体制整備の推進活動については、同事業の実施主体が管理体制整備推進協議会を設置するものとする。

なお、当該協議会は関係都道府県、関係市町村及び関係土地改良区等を基本とし、必要に応じ、国、都道府県土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成するものとする。

(4) 事業実施期間は令和4年度までとする。

対象施設

1 操作体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす国営造成施設とする。

- (1) 予定管理者が土地改良区等である施設であること。
- (2) 国営土地改良事業実施期間中に工事が完了した基幹水利施設（構造改善局長が別に定める基準に適合するダム、頭首工、揚水機場、排水機場、管水路に係る水管理施設その他の農業

用排水施設に限る。)及びこれと一体的な操作業務を行うことを必要とする施設であること。

2 管理体制整備型の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

(1) 土地改良区等（連合）が直接管理する国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設であること。

※

※当該国営土地改良事業の事業計画上の関連事業、あるいは用水計画、排水計画に位置づけられている都道府県営造成施設である。

事業主体

- 1 操作体制整備型の事業主体は、対象施設を管理する市町村又は土地改良区等とする。
- 2 管理体制整備型の事業主体は計画推進事業のうち、計画更新活動にあつては都道府県、推進活動及び支援事業にあつては都道府県又は市町村とする。ただし、支援事業のうち、予防保全・省エネルギー化対策にあつては都道府県、市町村または土地改良区等とする。

負担割合	区 分	国	県	その他	備 考
県 営	管理体制整備型（計画更新活動）	50	50	—	
団体営	操作体制整備型	60	1	39	
	管理体制整備型 （推進活動・支援事業）	50	25 [1]	25 [49]	[] はH19新規 地区以降適用